

# 規制改革推進会議 農林水産WG説明資料

令和2年3月10日

国税庁

# 特定名称の清酒の概要

- 清酒の製法品質表示基準(平成元年国税庁告示第8号)は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)の規定に基づき平成元年11月に制定(平成2年4月施行)。
- 高品質・高付加価値商品である特定名称の清酒について、消費者利益の保護の観点から特定名称を表示するのにふさわしい製法品質の確保と表示の適正化を図るため、当該表示の要件を規定。
- 主原料となる米についても、高品質・高付加価値の特定名称を表示する清酒にふさわしい一定の品質のもの(農産物検査により3等以上に格付けされたもの)の使用を要件としている。

## 特定名称の種類

特定名称	使用原料	精米歩合	香味等	共通要件
吟醸酒	白米、米こうじ、醸造アルコール	60%以下	吟醸造り、固有の香味・色沢が良好	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ こうじ米使用割合： 白米の重量の15%以上</li> <li>○ 醸造アルコール使用割合： 白米の重量の10%以下 (醸造アルコールを使用する場合)</li> <li>○ 原料米： 農産物検査により、3等以上に格付けされた玄米</li> <li>○ 精米歩合の表示</li> </ul>
大吟醸酒	白米、米こうじ、醸造アルコール	50%以下	吟醸造り、固有の香味・色沢が特に良好	
純米酒	白米、米こうじ	—	香味・色沢が良好	
純米吟醸酒	白米、米こうじ	60%以下	吟醸造り、固有の香味・色沢が良好	
純米大吟醸酒	白米、米こうじ	50%以下	吟醸造り、固有の香味・色沢が特に良好	
特別純米酒	白米、米こうじ	60%以下又は特別な製造方法(要説明表示)	香味・色沢が特に良好	
本醸造酒	白米、米こうじ、醸造アルコール	70%以下	香味・色沢が良好	
特別本醸造酒	白米、米こうじ、醸造アルコール	60%以下又は特別な製造方法(要説明表示)	香味・色沢が特に良好	

# (参考1) 清酒の製法品質表示基準を定める件(平成元年国税庁告示第8号)(抄)

(特定名称の清酒の表示)

- 1 次の表の左欄に掲げる清酒の特定名称は、当該清酒がそれぞれ同表の右欄に掲げる製法品質の要件に該当するものであるとき、当該清酒の容器又は包装に表示できるものとする。

特定名称	製法品質の要件
吟醸酒	精米歩合60%以下の白米、米こうじ及び水、又はこれらと醸造アルコールを原料とし、吟味して製造した清酒で、固有の香味及び色沢が良好なもの
純米酒	白米、米こうじ及び水を原料として製造した清酒で、香味及び色沢が良好なもの
本醸造酒	精米歩合70%以下の白米、米こうじ、醸造アルコール及び水を原料として製造した清酒で、香味及び色沢が良好なもの

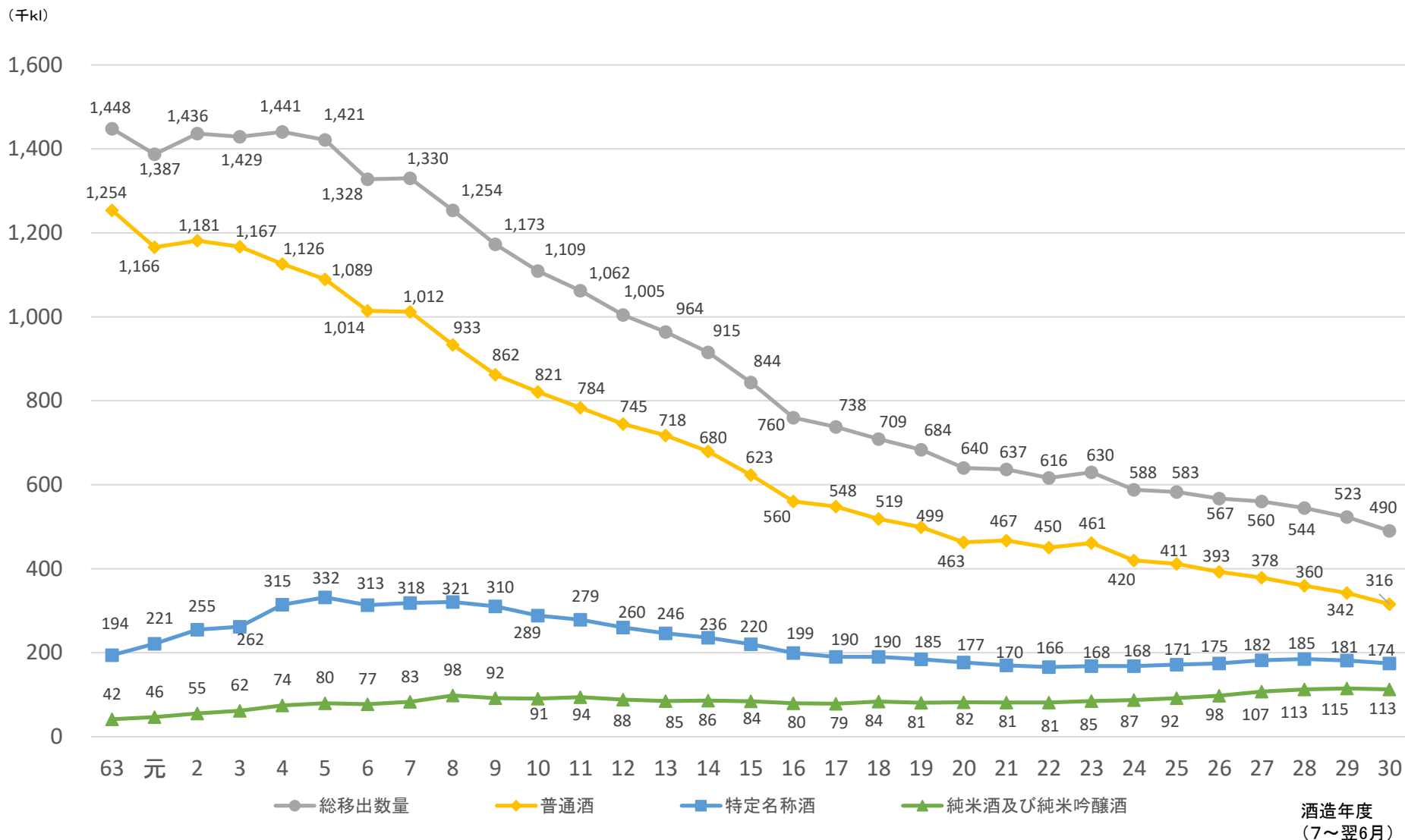
本表の適用に関する通則

- (1) (略)
- (2) 白米とは、農産物検査法(昭和26年法律第144号)により、3等以上に格付けされた玄米又はこれに相当する玄米を精米したものをいうものとする。
- (3) 米こうじとは、白米にこうじ菌を繁殖させたもので、白米のでんぷんを糖化させることができるものをいい、特定名称の清酒は、こうじ米の使用割合(白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいう。以下同じ。)が、15%以上のものに限るものとする。
- (4)～(8) (略)

- 2 前項に掲げる特定名称の清酒の表示は、当該特定名称によることとし、これと類似する用語又は特定名称に併せて「極上」、「優良」、「高級」等の品質の優れている印象を与える用語は用いないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合については、それぞれ当該各号に掲げるところによることとして差し支えない。

- (1) 吟醸酒のうち、米、米こうじ及び水のみを原料として製造したものに「純米」の用語を併せて用いること。
- (2) 吟醸酒のうち、精米歩合50%以下の白米を原料として製造し、固有の香味及び色沢が特に良好なものに「大吟醸酒」の名称を用いること。
- (3) 純米酒又は本醸造酒のうち、香味及び色沢が特に良好であり、かつ、その旨を使用原材料、製造方法その他の客観的事項をもって当該清酒の容器又は包装に説明表示するもの(精米歩合をもって説明表示する場合は、精米歩合が60%以下の場合に限る。)に「特別純米酒」又は「特別本醸造酒」の名称を用いること。

## (参考2) 清酒のタイプ別 課税移出数量の推移

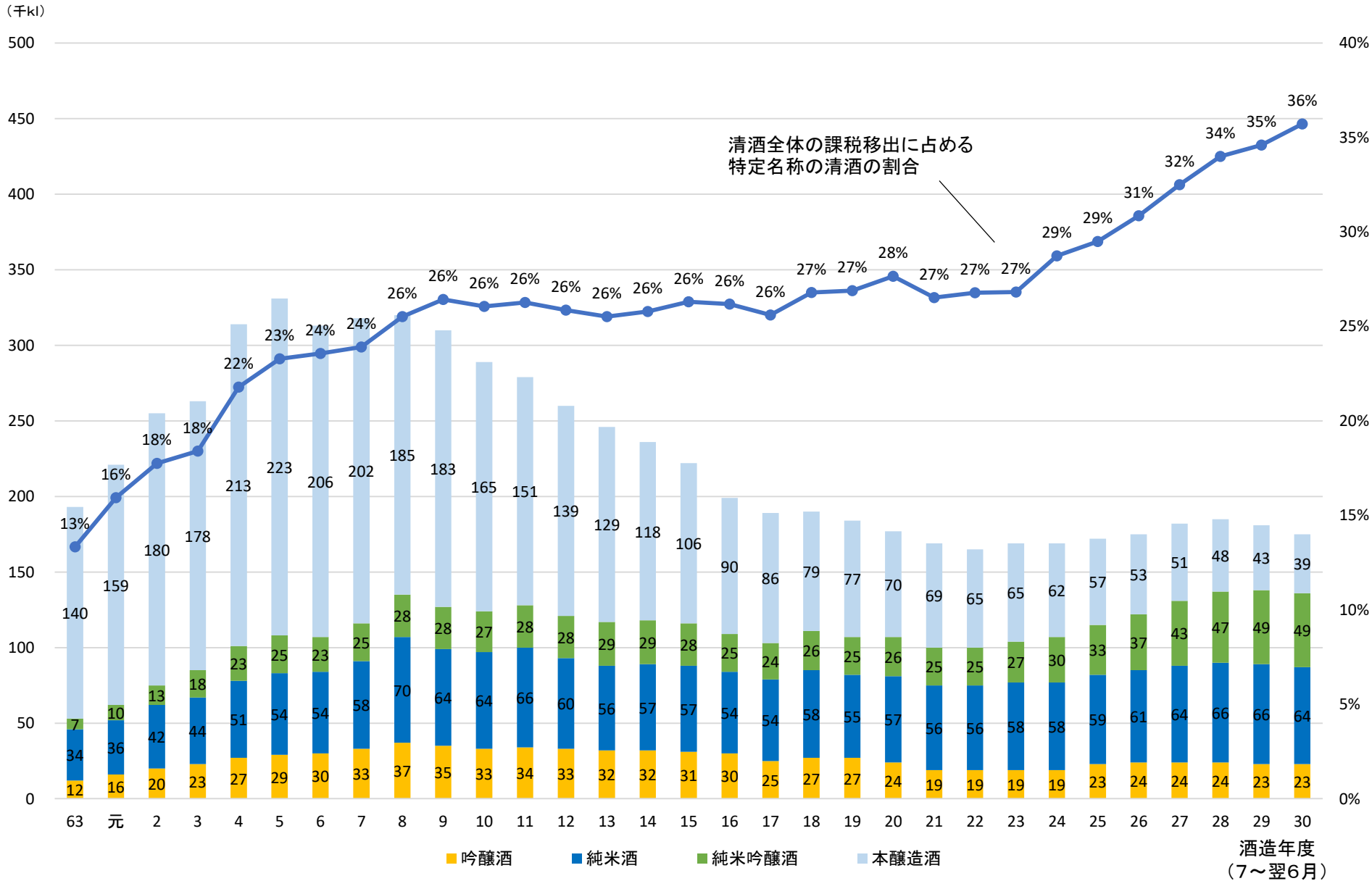


(注1) 特定名称酒とは、清酒の製法品質表示基準（平成元年11月国税庁告示第8号）に定められた要件により分類された「吟醸酒」「純米酒」「本醸造酒」等の特定名称を表示した清酒をいう。

(注2) 普通酒とは、特定名称酒以外の清酒をいう。

出典：「清酒製造状況等調査」（国税庁）より作成

# (参考3) 特定名称の清酒の課税移出数量等の推移



出典：「清酒製造状況等調査」（国税庁）より作成